

重要文化財 “矢中の杜” 利用規約

制定 2014年5月25日

改訂 2024年7月10日

1. 目的

本利用規約は、NPO 法人“矢中の杜”の守り人（以下「当 NPO」といいます）が管理する重要文化財“矢中の杜”の保存活用にあたって必要な事項を定めることを目的とします。

2. 名称

つくば市北条 94 番地 1 に存する建築物及び敷地全体の総称は“矢中の杜”と定めます。
なお、特に建物のことを指す場合、「旧矢中邸」の名称も使用可能とします。

3. 邸宅の見学

“矢中の杜”の保存活用を促進するため、以下に定める期日及び方法で、公開活動を行います。

(1) 通常公開日

原則として毎週土曜日

(2) 公開方法

当 NPO に所属するボランティアガイドが同伴、または案内し、施設の説明等を実施します。
ガイドツアーは公開日 1 日につき 2 回、それぞれ 11:00、14:00 より約 1 時間で行います。

(3) 休館日

夏季と年末年始の一定期間

(4) 邸宅維持修繕協力金

建物及び敷地の保護のため、別表 1 に定める邸宅維持修繕協力金（以下「協力金」といいます。）
のご負担をお願いします。

イベントや特別公開の場合は別途とします。

(5) 団体見学

15 名以上の団体見学は、見学を希望する日の 1 週間前までに申し込みをしてください。

(6) 通常公開日以外の見学

公開日以外に見学を行うことも可能です。ただし、公開日以外に見学する際は 5 名以上とし、
協力金は別表 1 に定める通常公開日以外の協力金を基本とします。また、15 名以上での見学の場
合、別表 1 に定める団体割引を基本とします。

(7) 見学上の注意

見学者は次の事項を守ってください。

① 建物等の保護

建物（建具を含む）、展示物、備品等を破損しないよう十分に注意してください。
スタッフに無断での家具の移動などは固くお断りいたします。

② 喫煙の禁止

文化財保護のため、敷地内の喫煙を禁止します。

③ 写真撮影等の制限

個人が楽しむ目的以外でのカメラ及びビデオ撮影および撮影時の三脚の使用はお断りします。
取材・商用利用をご希望の方は、当 NPO 事務局へ事前にご相談ください。

④ 飲食の制限

邸宅内での飲食は決められた場所のみ可とします。

⑤ その他

その他スタッフの指示があったときは、これに従ってください。

4. 邸宅の利用

当 NPO は、“矢中の杜”の保存活用のため、以下に定める方法に限り、“矢中の杜”の利用を認めます。

- ① 一般利用（作品等の展示販売、公演、イベント、会議、サークル活動などの利用）
- ② スチール撮影利用（雑誌や書籍等の撮影のためのロケ地利用）
- ③ ムービー撮影利用（ドラマや映画等の撮影のためのロケ地利用）

(1) 事前相談

利用希望者は、事前に当 NPO 事務局にご相談ください。内容によっては準備に時間を要する場合がありますので、お早めのご相談をお願いいたします。

(2) 利用申請書の提出

利用希望日の1週間前までに、申請書類をEメール、郵送または持参により、提出してください。申請書類は次のものを基本とし、当NPOと申込者と利用方法に関する協議の上で決定します。

- ① “矢中の杜”利用申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 利用方法・特記事項等が明記された企画書 ※利用者が作成、様式自由
- ④ その他当 NPO が必要と認める書類等

(3) 利用時間

利用時間は、午前10時00分から午後5時00分です。

夜間やそれ以外の時間の利用に関しては、ご相談ください。

(4) 邸宅維持修繕協力金

利用目的に応じて協力金のご負担をお願いします。

金額は別表2を参照してください。

(5) 利用上の注意

利用者は、次の事項を守ってください。

スチールまたはムービー利用の方は別途「利用の際のお願い」も必ずご参照ください。

① 建物等の保護

建物（建具含む）、展示物、備品等を破損しないように注意してください。特に、搬入・搬出の際や撮影機材等を使用する際に養生等の適切な対策を十分に行ってください。

- 1. 床材の保護のため、邸宅内は裸足禁止です。スリッパをご利用ください。
- 2. 床に水滴が落ちないようにご注意ください。
- 3. 撮影機材を廊下に置く場合は、傷をつけないように緩衝材を挟むなどしてください。

4. 邸宅内のソファ・椅子は使用禁止です。
5. 邸宅内の家具を移動する必要がある場合は必ず事前スタッフにご相談ください。
6. 砂壁・襖絵等に触らないでください。
7. その他邸宅の保護にあたって必要なことは、スタッフとご相談ください。

② 水道、電気、ガスの使用

水道、電気、ガスを利用する場合は、必ず事前にご相談ください。建物保護のため、火器の使用には制限があります。また、“矢中の杜”の敷地内は禁煙です。

大容量の電気を消費するもの（暖房器具、IHコンロ、調理器具など）や邸宅内の石油ストーブを利用する場合は、事前にご相談ください。別途費用をご負担いただく場合があります。

③ 駐車場

駐車場は邸宅敷地内又は裏側の市営駐車場をご利用ください。駐車場内のマンホールが壊れやすいため、車輪で踏まないようご注意ください。

④ 原状回復

利用が終了したときは、速やかに原状に復して、スタッフの確認を受けてください。

汚れた場合は掃除をお願いする場合があります。

⑤ 音楽イベント等の制限

近隣住宅への影響を考慮し、楽器演奏等により音の発生するイベント実施にあたっては、事前にご相談ください。なお、申請の内容によっては利用を許可できない場合がございますので、予めご了承ください。

⑥ ゴミの持ち帰り

利用の際に発生したゴミはご自身でお持ち帰りください。

⑦利用の承認の取り消し

次のような行為がある場合、利用の承認を取り消すことがありますので、ご注意ください。

1. 他の利用者、近隣に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
2. “矢中の杜”の管理上支障があるとき。
3. 利用者が特定の政治団体、宗教、反社会的団体であるとき

(6) 損害の賠償

万一、利用申請者の利用の結果、建物等に損害が生じた場合は、その損害賠償を請求します。

(7) スタッフの指示

その他スタッフの指示があった場合にはこれに従ってください。

(8) 作品の提供およびクレジットの記載 ※スチール・ムービー利用のみ

放送日、発売日が確定しましたらご連絡下さい。最終的に完成した作品の提供をお願いします。また作品にはクレジットとして“矢中の杜”を記載くださいますようお願いいたします。

5. お問い合わせ・お申込み先

特定非営利活動法人 “矢中の杜”の守り人 事務局

〒300-4231 茨城県つくば市北条 94-1

Tel: 090-6303-4531 (受付:10:00-17:00)

Email: yanaka.no.mori@gmail.com

HP: <https://www.yanakanomori.org/>

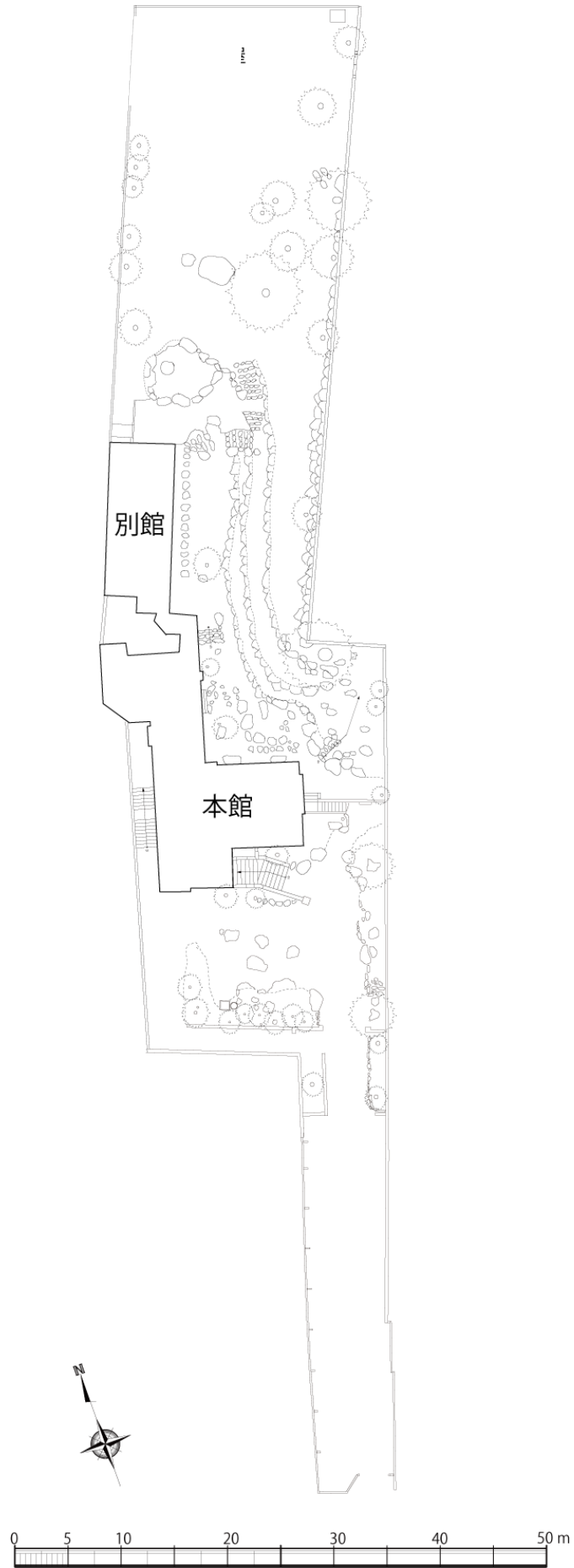
別表1 見学の邸宅修繕維持協力金

	区分	単位	邸宅維持 修繕協力金	備考
通常公開日	大人（高校生以上）	1人	500円	
	中学生以下	1人	無料	
通常公開日以外	大人（高校生以上）	1人	750円	
	団体割引（15名以上）	1人	500円	

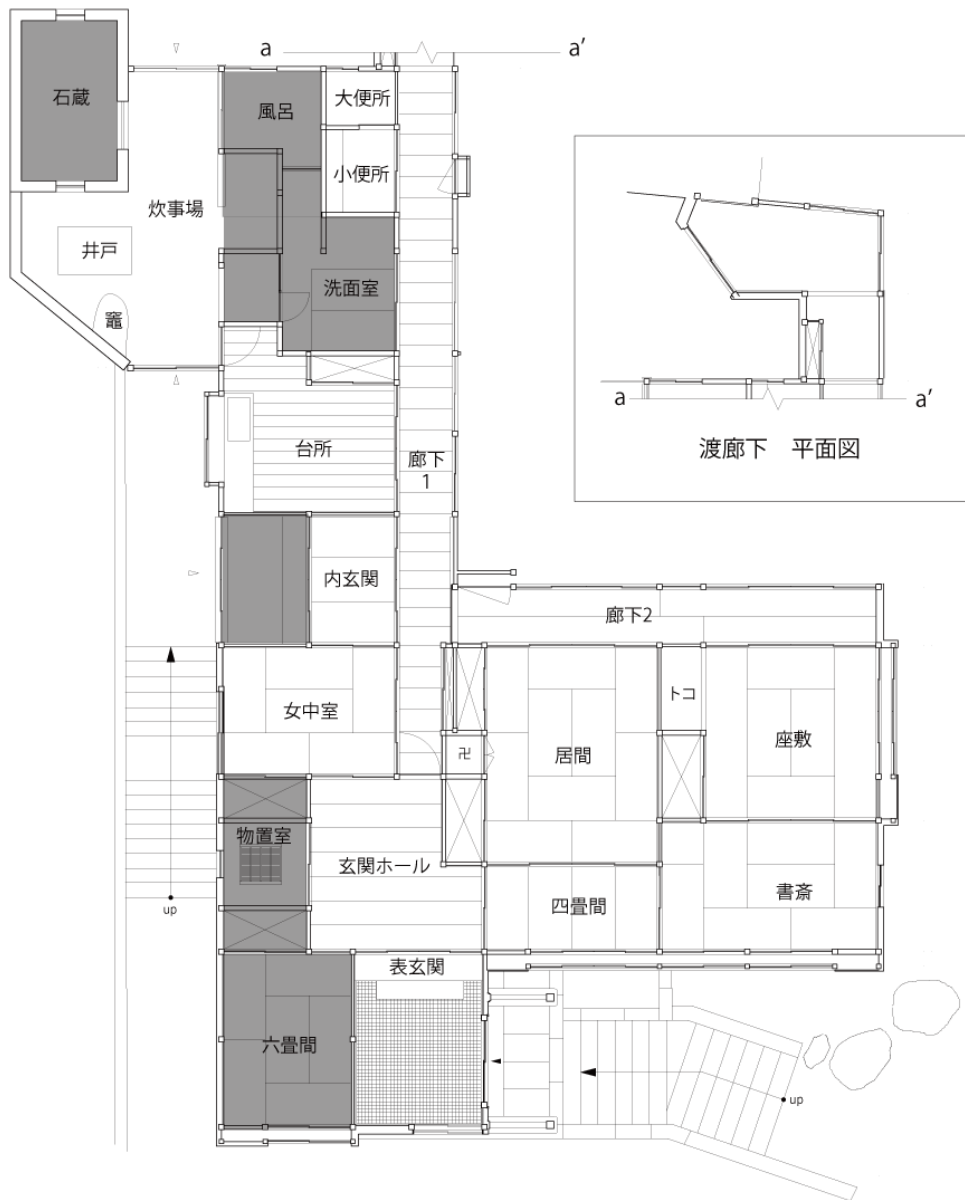
別表2 利用の邸宅維持修繕協力金

利用区分	時間区分	全館	本館 (庭含む)	庭のみ or 地下室のみ	最低利用 時間
一般利用	10:00-17:00	3,000円 /1時間あたり	2,000円 /1時間あたり	1,000円 /1時間あたり	2時間
	上記以外の時間帯	上記料金の2割増			
スチール 利用	10:00-17:00	12,500円/1時間あたり			4時間
	上記以外の時間帯	上記料金の2割増			
	ロケハン	初回無料、2回目以降ロケハン1回につき3000円			
ムービー 利用	10:00-17:00	15,000円/1時間あたり			4時間
	上記以外の時間帯	上記料金の2割増			
	ロケハン	初回無料、2回目以降ロケハン1回につき3000円			

参考：“矢中の杜”全体配置図

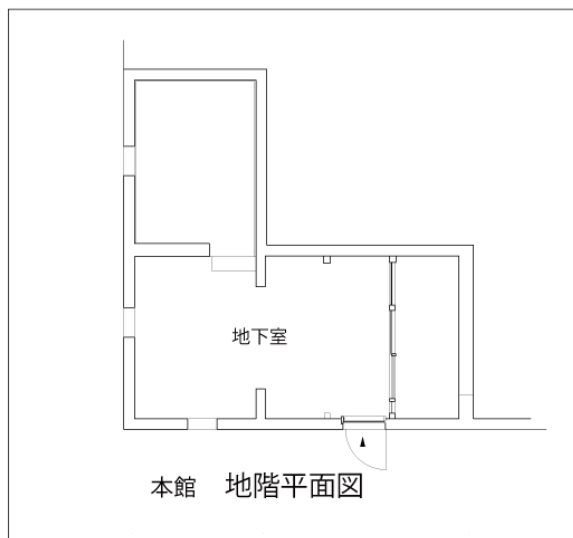


参考：“矢中の杜”本館

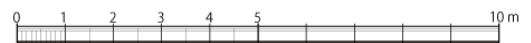


本館 1階平面図

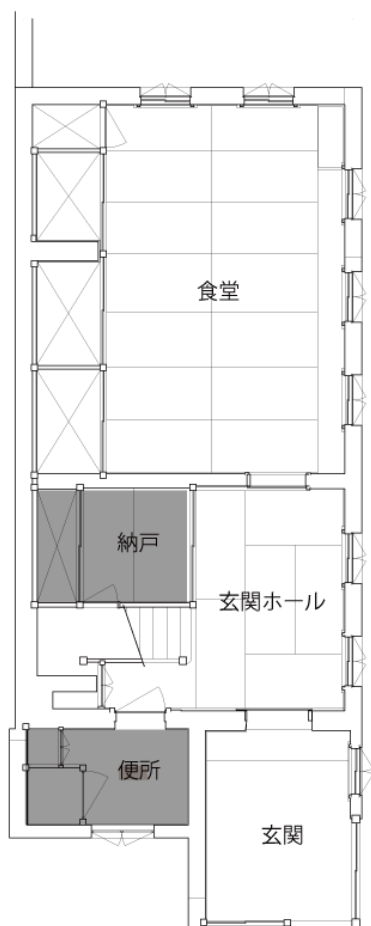
※図面上の網掛け部分は利用不可エリアです



本館 地階平面図



参考：“矢中の杜”別館



別館 1階平面図



別館 2階平面図

※図面上の網掛け部分は利用不可エリアです

